令和６年度静岡市オープンイノベーション促進事業運営業務委託仕様書

１　業務名

令和６年度　経商産政委第４号　静岡市オープンイノベーション促進事業運営業務（以下「本業務」という。）

２　本業務の目的

　　市内企業とスタートアップの共創を支援するオープンイノベーションプログラムを実施することで、市内企業の新たなビジネスチャンスの機会を創出し、オープンイノベーションの機運醸成を図ることで、本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目標 | 最大５件の具体的な成果（秘密保持契約締結、実証実験の実施、協業、製品化又は資本提携等）に繋げることとする。なお、当目標値については、スタートアップ又は市内企業をそれぞれ一方の主体とし、スタートアップ同士、市内企業同士によるマッチングは対象外とする。 |

３　業務概要

市内企業が抱える課題等のテーマを募集し、選定されたテーマに対して、解決するリソースを有するスタートアップをマッチングさせるオープンイノベーションプログラムを実施する。

なお、スタートアップと市内企業は、業務のスピード感、社内決裁方法、組織文化など、それぞれの組織特性に大きな違いがある。オープンイノベーションの成功には、両者の認識差異解消、秘密保持契約の調整など多岐にわたる事項を調整する必要があるため、両者の違いを熟知し、かつオープンイノベーションプログラム運営の経験がありビジネス創出可能性を判断できる目利き力の高いコーディネーター等を配置し、実証実験等を目的として以下の事業を実施する。

(1)事業全体の企画・運営等全体マネジメント

(2)オープンイノベーションによる課題解決手法を学ぶ事前セミナー

(3)市内企業の募集、課題テーマ設定支援及び研修の実施

(4)スタートアップの募集及び選定

(5)マッチングを含めた協業に向けての伴走支援

(6)協働補助金の申請サポート

(7)本業務の情報発信、広報

(8)成果報告

(9)報告書作成

(10)その他

４　業務内容

1. 事業全体の企画・運営等全体マネジメント

①短期間での目的達成を実現するため、業務を実施する体制を構築し、履行期間中にお

ける業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。

②スタートアップと市内企業は組織特性に大きな違いがあるため、その違いを熟知し、

かつオープンイノベーションプログラム運営の経験があり、ビジネス創出可能性を判

断できる目利き力の高いコーディネーターを配置することで、円滑な業務遂行を図る

こと。

③本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務におけるスケジュ

ールを設定・作成し、業務の開始前に委託者へ提出すること。

④本業務の目的達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、助言・協力を求めること。

⑤その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者

との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

(2)オープンイノベーションによる課題解決手法を学ぶ事前セミナー

①　内　　容　　以下の内容に沿ったセミナーを提案すること。

ア　市内企業がオープンイノベーションの知識を深め、スタートアッ

プとの共創に必要な知識の習得やスキルを磨く場を提供すること

で、オープンイノベーションに取り組む企業が増えること。

　　　　　　　　 　イ　実施回数は２回程度とする。

　　　　　　　　 　ウ　実施の際は、ウェブページを作成し、広く発信すること。

（ウェブページについては、下記(7) 本業務の情報発信、広報を参

照）

　　　　　　　　 　エ　会場は静岡市内で、企業30社程度が集まれる場所を想定する。

②　対　　象　 市内に本社又は事業所を置く企業30社程度

　③　そ の 他　 本業務の実施にかかる会場費、講師等への謝金、消耗品費等は、業務

経費に計上すること。

(3)市内企業の募集、課題テーマ設定支援及び研修の実施

①　内　　容　　以下の内容に沿った募集方法、テーマ設定支援及び研修内容を提案すること。

ア　企業の募集、課題テーマ設定支援及び研修の実施について、市内

企業とスタートアップとの共創を促進するため、効果的な手法を

用いて業務を実施すること。

　　　　　　　　　　イ　募集の際には、上記(2)オープンイノベーションによる課題解

決手法を学ぶ事前セミナーの実施時に作成したウェブページ等を

以て募集すること。

　　　　　　　　　　ウ　委託者と協議の上、早くに市内企業の募集を開始し、本事業に参

加する市内企業が概ね10社程度集まった段階で募集は締切りとす

る。なお、参加企業が集まらない場合も９月末をもって募集を締切

りとする。募集期間は1ヶ月以上設けること。

　　　　　　　　　　エ　参加する市内企業に対して、個別面談の実施等によるスタート

アップとの共創に向けた課題テーマ設定の支援を行うとともに、

オープンイノベーションの実施に係るノウハウ習得を目的とした

研修等を実施すること。

　　　　　　　　　　オ　本事業に参加可能性のある市内企業へ訪問し、事業の趣旨説明

等により、本事業の周知及び応募を促すこと。

②　対　　象　　 以下の項目を全て満たす企業とする。

ア　市内に本社又は事業所を置く企業。

イ　オープンイノベーションに理解を示し、実証事業等の実施に向

けてチーム体制を整えられ、成長意欲がある企業。

ウ　スタートアップとの協業が当該企業の成長要因となる企業。

エ　市内のオープンイノベーションのロールモデルとなることが期待できる企業。

③　手　　法　 以下の項目に基づき、委託者と協議・調整の上、業務を実施するこ

と。

ア　募集方法は、公募とする。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。

④　そ の 他 個別面談・研修等の実施に伴い、発生する会場費・講師等の謝金は、

業務経費に含めること。

(4)スタートアップの募集及び選定

①　内　　容　　スタートアップに対して、本事業の周知を図るとともに、市内企業が抱

える課題の解決に見合うスタートアップの募集及び選定を行うことと

し、効果的な手法等の提案を行うこと。

②　対　　象　 ア　主に首都圏を拠点とするスタートアップを募集する。

イ　市内企業の抱える課題に対して、協業によるイノベーション創出

が期待できるスタートアップであること。

ウ　先進的な技術・アイデアを持っていること。

③　手　　法　　 以下の項目に基づき、委託者と協議・調整の上、業務を実施するこ

と。

ア　募集方法は上記(2)オープンイノベーションによる課題解決手

法を学ぶ事前セミナーの実施時に作成したウェブページ等を以て

募集すること。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、

他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。

イ　募集・選定期間は、契約締結以後委託者と協議の上決めるこ

と。

(5)マッチングを含めた協業に向けての伴走支援

　①参加する市内企業及びスタートアップに対して、マッチングに関する助言及び調整を

行うこと。

　②マッチング後の市内企業及びスタートアップに対して、協業に向けた具体的なサポー

トを行うこと。

　③参加した市内企業が実証実験等の具体的な協業に向けて、次年度予算を円滑に獲得し

継続的に実施できるよう、企業の次期会計年度予算が固まる前に、参加企業の担当者が

企業の予算意思決定者向けの説明をする際に、コーディネーターはその支援を行い、参

加企業の幹部等の了解を得られるようサポートすること。

④委託業務終了後も円滑なプロジェクト実施が可能となるよう、関係者やキーパーソン

との接続や、期間中の課題整理等を行い、実証事業等の伴走支援の引継ぎができるよう

にすること。

(6)協働補助金の申請サポート

本事業において、市内企業とスタートアップがマッチングし、実証事業等の具体的な事

業に進む場合には、委託事業者と相談の上、市内企業の協働補助金の申請サポートを行

うものとする。

(7)本業務の情報発信、広報

①ウェブサイトの作成と運用

* 本事業全体を紹介するウェブサイトを作成・運用し、本事業について広く周知すること。また、ＳＮＳやメディアプラットフォームの活用により、定期的な情報発信に努めること。
* 本業務において作成するウェブサイトやＳＮＳアカウント等は、委託期間終了後も引き続き委託者により運用されることを前提とし、ウェブサイトのドメイン名やＳＮＳアカウント等の移管、アーカイブ等の円滑な事務引継ぎに必要な措置について、委託者と調整のうえ指示に従い実施すること。

②定期的な情報発信

ウェブサイトやＳＮＳ等に、以下の内容を掲載すること。

1. 本事業の趣旨
2. 参加する市内企業の課題、募集要項、募集受付
3. 参加する市内企業の紹介
4. 市内企業とスタートアップのマッチング状況及びその成果報告
5. 本事業に関する各種告知・情報発信
6. その他本業務の効果的な実施に必要な事項

(8)成果報告

①　事業総括・成果報告資料の作成

・本業務の全体総括と市内企業とスタートアップとのマッチング状況及びその成果に

ついて、市内参加企業及びスタートアップとよく調整のうえ成果報告資料を作成する

こと。

・成果報告資料は、ウェブサイトへ掲載するため、本事業の周知・広報に効果的に活用

できるよう、簡潔に分かりやすくまとめ、見やすいデザインにすること。ただし、そ

の内容及び形式は、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

②　成果報告会の開催

・参加した市内企業とスタートアップとの協業状況に関する成果発表会を静岡市内で

開催すること。

・委託者が別に実施する事業と連携し、イベントを企画・実施すること。

・メディア、投資家、スタートアップ支援者を呼び込み、スタートアップの取組や本市

スタートアップ施策の効果的な情報発信機会とすること。

(9)報告書作成業務

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を磁気記録媒体等にて速やかに委

託者に報告する。ただし、その内容にあっては、委託者と協議・調整の上、決定するも

のとする。

①　作成手法　　上記(1)～(8)に示すことを基本とし、文章・視覚的表現を用いた報告

書を作成する。ただし、報告書に記載する項目及び内容等は、事前に

委託者と協議の上、決定すること。

②　納品形態　　ア　ファイル形式　　委託者と協議の上決定する。

イ　内　　容　　(a) 報告書（完全版）

(b) 報告書（要約版）

ウ　納　　品　　電子記録媒体　１部

③　納 品 先　　静岡市経済局商工部産業政策課

　　　　 〒424-8701　静岡市清水区旭町６番８号　静岡市役所清水庁舎５階

(10)その他

①上記業務を効果的かつ円滑に実施するために必要となる業務

②本事業における各種打合せのため、委託者が管理可能なオンラインミーティングツー

ル（Zoom等）の有料版アカウントの取得

５　留意事項

1. 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。

(2)本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、スタートアップ関連事業や静岡市

コ・クリエーションスペース運営事業など、委託者や静岡県が別に実施する各事業と

の連携に努めること。本業務について、委託者が別に実施する業務や、産業政策課に

て受入れ予定の地域活性化起業人と連携し実施すること。

(3)受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業

務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記

したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。

(4)委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、

受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。

(5)受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩して

はならず、自己の利益に決して利用しないこと。

(6)本業務により作成した成果品及びその著作権、使用権等の諸権利は、データを含め

て委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用

しないこと。

(7)業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれ

る場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる

一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は

当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、

一切受託者の責任において処理するものとする。

(8)業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印

刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするた

め、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

(9)本業務は国のデジタル田園（地方創生推進タイプ）を利用するものである。本委託

業務完了後、５年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、市あるいは会計監査

部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければ

ならない。

６　その他

(1)業務の履行

①本業務の実施に当たっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。

②受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

③受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な

対応をとること。

(2)業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を速やかに委託者に提出するこ

と。

　(3)その他

　　 本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。